北海道立文書館展示資料解説

内陸の開拓

明治19年、開拓使廃止後設置された函館県、札幌県、根室県がわずか3年で廃止されると北海道庁が置かれ、北海道の移民政策は従来の直接保護から間接保護へと方針転換されました。そのため交通・運輸手段の整備や殖民地の調査・選定・区画と土地処分制度の整備が急務となりました。また、「北海道土地払下規則」が制定されて未開地の大面積払下げが行われるようになり、北陸、東北、四国を中心に全国各地からの移民が増え、北海道の開拓は道東・道北の内陸部へと進みました。

■ 真狩村に入地した山梨県移住団（明治42）（上左）
■ 開墾にはげむ　入植地の人びと（明治末）（上中）
■ 弟子屈駅に下車した移住者（大正）（上右）
■ 函館港に上陸した集団移住者（明治末）（下）

▲ さまざまな移住案内
北海道庁では気候、殖民地、土地払下、開墾、農業、牧畜、水産、交通、教育、移住手続など北海道の状況を紹介した移住者案内書を作成していました。

▲北海道の未開地処分に関する文書群
明治10年代から昭和の戦後に及ぶ膨大な文書群です。当館閲覧　室で公開しており、ルーツ調べなどに多く利用されています。

殖民地区画図

北海道では直線で囲まれた耕地が整然と拡がる風景をよく目にします。これは明治中期から昭和にかけて北海道庁が行った開拓・拓殖の基盤整備事業である殖民地の選定・区画によるものです。国が選定した殖民地をあらかじめ一定の大きさに区画して地図を作成し、それによって土地の処分をしようとしたものです。現在でも市町村で「○線○号」という町名表示が見られるのはこの名残です。

▲殖民地を選定し区画を測設するための測量

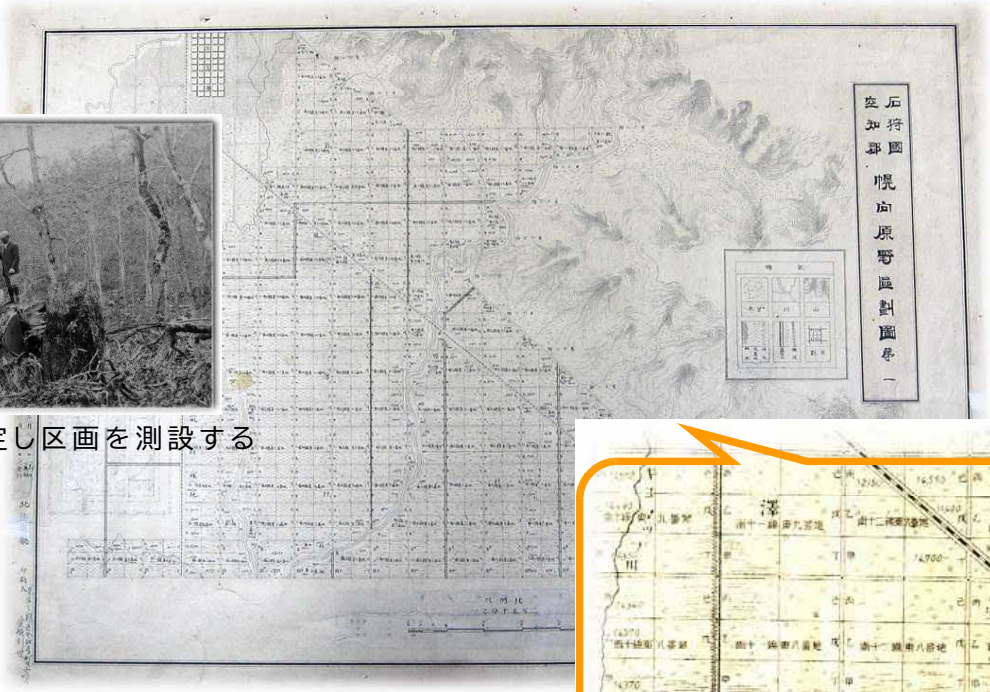

▲石狩国空知郡幌向原野区画図　明治31年

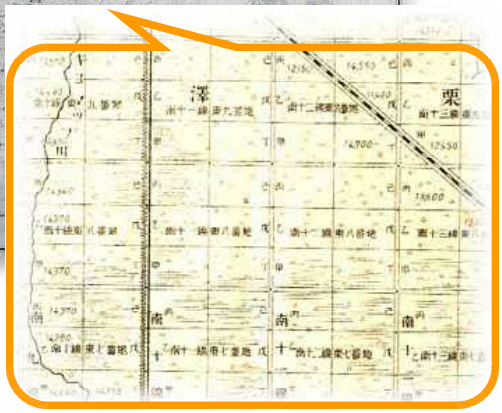

▲幌向原野の南10～13線、東7～9番地付近。左端にキヨマップ川、右上に室蘭本線の線路。二重線は中区画を囲む道路。

区画の大きさ

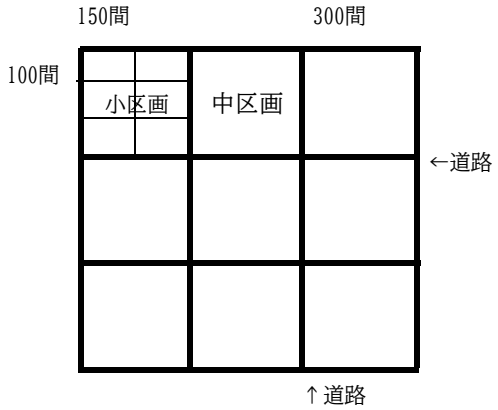

基線及びそれに直角に交わる基号線を定め、それに平行に300間ごとに道路を設定し、その1区画を中区画とした。

小区画／100間×150間（5町歩＝5ha）　**普通農家1戸分**
中区画／小区画6個分／300間×300間　300間ごとに道路
大区画／中区画9個分

▲昭和48年の同地域（現在の岩見沢市栗沢町必成（ひっせい）付近）。南12線東9号あたりに栗沢駅ができていますが、線路西側の区画は設定された当時と変わっていないのがわかります。